

大通達甲（生捜）第1号
令和8年2月16日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

生活安全部生活安全企画課長
生活安全部地域課長
生活安全部生活安全捜査課長
各警察署長 殿

生活安全部長

消費者安全確保地域協議会との連携について（通達）

消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第11条の3第1項により、国及び地方公共団体の関係機関は、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織できることとされている。警察においては、これまで、地方公共団体が設置した協議会と連携し、消費者の財産上の利益侵害防止に努めてきたところであるが、令和7年3月18日に閣議決定された「第5期消費者基本計画」において、高齢化・単身世帯化の更なる進行により、配慮を要する消費者への対応を強化する必要等があり、協議会の活性化や見守り活動の充実を地域の実情に応じて促進するとされたことに伴い、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「消費者安全確保地域協議会への対応について」（令和7年5月30日付け大通達甲（生捜）第9号）は、廃止する。

記

第1 協議会の概要

1 協議会の組織

国及び地方公共団体の機関であって、消費者の利益の擁護及び増進に関する分野の業務に従事するもの（以下「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される協議会を組織することができることとされた（法第11条の3第1項）。

なお、この関係機関として、都道府県警察（警察本部及び警察署）も含まれると解されている。

2 協議会の活動

協議会の構成員（関係機関及び消費生活協力団体その他の関係者）は、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適度な接触を保ち、その状況を見守ること等の取組を行うものとされている（法第11条の4第2項）。

なお、「消費生活上特に配慮を要する消費者」（以下「見守り対象者」という。）に該当するか否かは、それぞれの協議会で定めることとなるが、例えば、高齢者や障害者のうち、過去に消費者被害を受けた経験がある等の理由により、消費者被害に遭いやすい特性を有すると思われる者が考えられる。

3 協議会への情報提供等

協議会を組織する地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、構成員間で必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとされた（法第11条の4第1項）。

また、協議会は、情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合等は、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができるものとされた（法第11条の4第3項）。

4 秘密保持義務

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとされた（法第11条の5）。

なお、この規定に違反して秘密を漏らしたときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（併科なし）に処せられる（法第53条第1項）。

第2 警察の対応

1 協議会への参加について

協議会の活動は犯罪被害の未然防止に資するものと考えられるほか、警察の相談窓口寄せられた相談のうち、消費者問題に関する相談を協議会のネットワーク等を通じて地域の消費生活センターに円滑につなげることは問題解決に効果的であると考えられる。このため、各警察署においては、管轄する地域の自治体に協議会が設置されている場合には、構成員として参加することを検討すること。

また、管轄する地域の自治体に協議会が設置されるに当たり、当該自治体からの要請があった場合にも同様に、構成員として参加することを検討すること。

2 見守り活動について

協議会の活動内容は、それぞれの協議会において判断されるものであって、警察にその責務の範囲を超える活動を求めるものではないが、警察においては、例えば、巡回連絡等の通常活動における機会を利用して消費生活センターから提供を受けた資料を配布したり、他の協議会構成員が見守り活動を行う際に有用な情報を提供したりするなどの協力を努めること。

3 警察からの情報提供について

(1) 消費者被害に関する一般的な被害情報の提供

消費者被害に関し、警察署で把握した手口、被害者の類型、被害の発生場所等の情報について分析し、被害防止に資すると考えられる情報を積極的に協議会に提供すること。

(2) 見守り対象者に関する情報の提供

犯罪捜査、相談業務等で把握した見守り対象者に該当すると思料される者に関する情報を協議会に提供するに当たっては、法令に基づく情報提供（法第11条の4第3項）であり、必ずしも当該者の同意を得ることを要するものではないとされているが、特段支障がない場合には、当該者本人や家族等の適切な者の同意を得た上で協議会に提供するよう努めること。

なお、同意を得るに当たっては、相手方に対し、協議会の活動内容や、協議会には秘密保持義務が課されていること等の説明を行い、同意を得たことについて記録化し

ておくとともに、同意を得ることができなかつた場合にも、その理由を記録化しておくこと。

4 警察に対する情報提供依頼について

協議会の求めに応じて情報提供をすることは義務づけられておらず、構成員それぞれの判断に委ねられているので、公共性及び必要性について検討の上、提供の要否を判断すること。

なお、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項）を提供する際には、提供を求める情報の範囲や利用目的等を記載した文書を協議会から受理し、大分県警察における情報セキュリティに関する規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第20号）等に基づき、情報セキュリティに配慮した適宜の方法により、協議会に提供すること。

5 積極的な協力の実施

令和7年4月22日に政府が策定した「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」では、一層複雑化・巧妙化する詐欺等について、立ち後れることなく、国民をその被害から守るためには、手口の変化に応じて機敏に対策をアップデートすることに加え、犯罪グループを摘発するための実態解明の取組や犯罪グループと被害者との接点の遮断といった抜本的な対策を強化する必要があるとされている。犯罪被害防止に特に配慮を要する高齢者等を官民が連携して見守る協議会の活性化は、詐欺等から国民を守る対策の一つとして効果的であると考えられることから、各警察署にあっては、管轄する地域の自治体に協議会が設置されている場合及び設置に当たり要請があった場合には、構成員としての参画や、協議会に対する情報提供等、積極的な協力を検討すること。

6 連絡窓口

協議会との連絡については、警察本部にあっては生活安全部生活安全捜査課が、警察署にあっては生活安全課又は生活安全刑事課が窓口となり対応すること。

（生活安全捜査課企画・指導係）

消地協第 300 号
令和 7 年 12 月 11 日

各都道府県消費者行政主管部長 殿

消費者庁地方協力課長

消費者安全確保地域協議会における警察との連携について（通知）

平素から消費者行政の推進に多大な御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本年 3 月 18 日に閣議決定された「第 5 期消費者基本計画」においては、高齢化・単身世帯化の更なる進行により、配慮を要する消費者への対応を強化する必要があることから、地域において日常的に消費者と接する機会のある多様な主体が連携して、消費者へきめ細やかな情報提供を行うことや被害を発見した場合は消費生活センター等へ取り次ぐなど、見守り活動の活性化等に取り組んでいくこととしています。そのためには、消費者安全確保地域協議会（以下、「協議会」という。）を形成し、多様な主体の参画を得ることが必要であります。個人の生命、身体及び財産の保護を任務とし、消費者と接する機会も多く、かつ消費者被害に関し、手口や類型等の情報を有する警察が協議会の構成員として参画することは、被害の未然防止・拡大防止、救済のために極めて重要と考えます。

政府においては、「第 5 次消費者基本計画」や「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（骨太方針 2025、令和 7 年 6 月 14 日閣議決定）、「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）において、見守り活動の充実・活性化に取り組む方針を示したところです。この度、警察庁と消費者庁では、見守り活動の活性化のために、地域において消費者行政と警察の連携を深めていくことが重要であることから、両庁において、通知及び通達を発出することといたしました。

警察庁からは、各都道府県警等宛てに「消費者安全確保地域協議会との連携について（通達）」が発出されました（別添 1 参照）。

本通達では、各地の警察本部及び警察署が協議会の構成員として参加することを検討すること、例えば、巡回連絡等の通常活動における機会を利用して消費生活センターか

ら提供を受けた資料の配付や、他の協議会の構成員が見守り活動を行う際に有用な情報の提供を行うなど協議会の見守り活動への協力を努めること、消費者被害に関し、警察で把握した手口、被害者の類型、被害の発生場所等の情報について分析し、被害防止に資すると考えられる情報を積極的に協議会に提供すること等が示されました。

各都道府県の消費者行政主管部局におかれましては、管内の協議会に警察署等が構成員として参加し、警察庁からの通達にある協議会への参画が進展するよう、警察本部との連携強化に努めていただきますようお願いいたします。

また、管内の市区町村の消費者行政担当部署に対し、本通知及び警察庁からの通達を周知いただくとともに、市区町村の消費者行政担当部署から所在する警察署等に対し、協議会への参画や協力を働きかけるよう周知をお願いいたします。加えて、協議会未設置の市区町村に対しては、協議会の設置を働きかけていただきますよう併せてお願いいたします。

以上

高齢者や障がい者等の配慮を要する消費者に対する地域における見守り活動

高齢化、独居化の更なる進展等に伴い、被害の未然防止・拡大防止に向けては、相談を待つだけでなく、多様な主体と連携した地域における日々の見守りを通じ、能動的に消費生活センターへつなぐ仕組みづくりが重要。

地域における見守りネットワーク
(消費者安全確保地域協議会)

3つの主な機能

1. 消費者に情報を届け、注意を呼びかける

ex. 民生委員による地域の訪問時、自治会・町内会の集会、介護サービス利用時・検診時に一言出前講座の実施、消費者教育の実施

2. それぞれの活動の中で、消費者の異変に気づき、

ex. 介護ヘルパー・保健師の訪問時、民生委員の訪問時・・・
ATMでの出金時、コンビニでの支払時、宅配時・・・

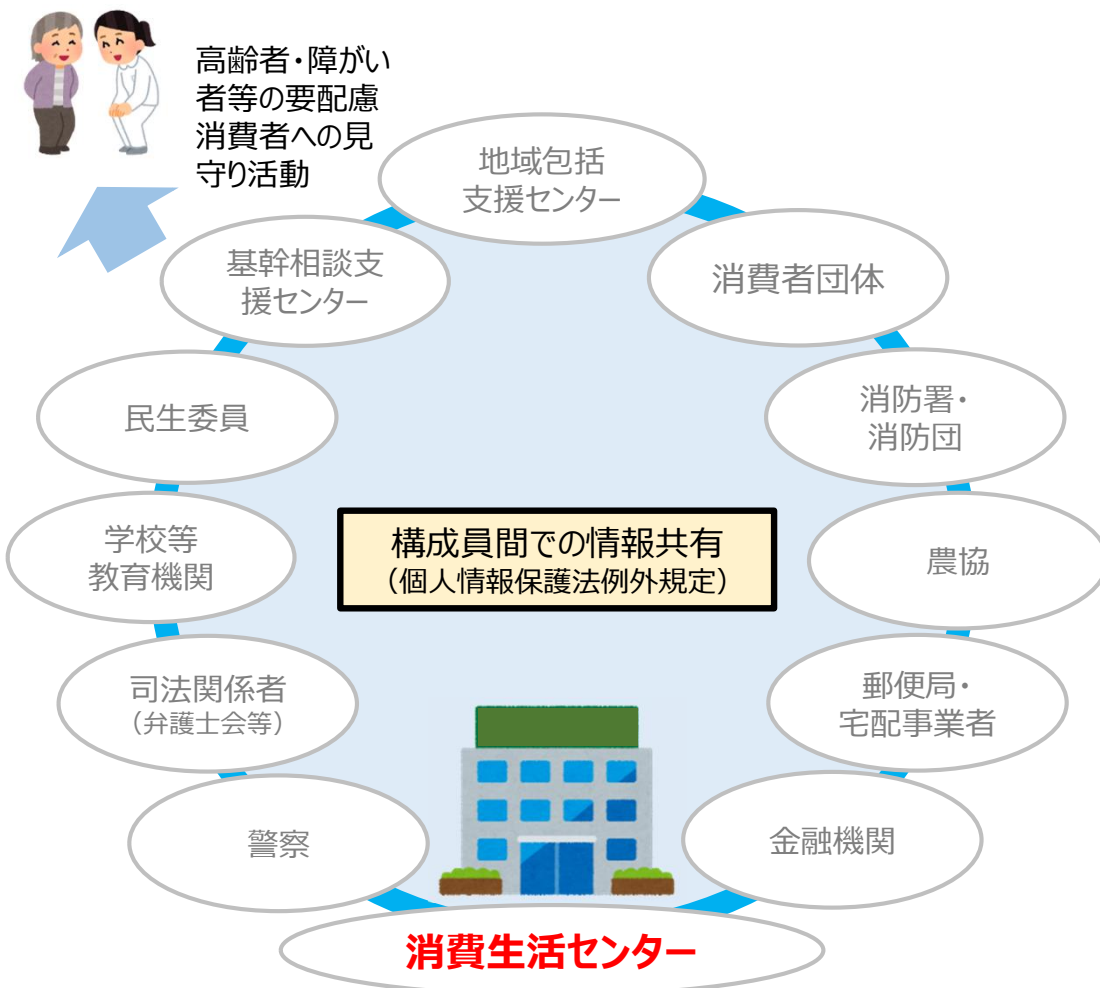
3. 異変に気づいた場合は、専門相談窓口

(消費生活センター) につなぐ

・協議会の構成員間では、消費者の安全確保のために必要な情報を共有可 (個人情報保護法の例外規定)

⇒見守りリストを作成して効果的な見守り活動も可能

※更に、福祉等の他分野と有機的に連携することで、消費者被害の発見を契機とした、生活保護・成年後見・障がい者支援等の福祉的な手当て等へつながることも期待される。



⇒ 消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見・早期解決へ

